

民事調停委員及び家事調停委員の任免等について

平成16年7月22日民二第288号高等裁判所
長官，地方裁判所長，家庭裁判所長あて事務総長
依命通達

改正 平成24年12月10日民二第009534号

民事調停委員及び家事調停委員の任免等について，下記のとおり定めましたので，これによってください。

記

第1 任命等の上申

1 地方裁判所及び家庭裁判所は，当該裁判所の民事調停委員（当該地方裁判所の管轄区域内の簡易裁判所の民事調停委員を含む。）又は家事調停委員として相当と認める者（以下「候補者」という。）について，最高裁判所に任命及び所属裁判所の指定の上申をするものとする。

2 地方裁判所及び家庭裁判所の上申は，当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所を経由してするものとする。

3 高等裁判所は，その管轄区域内の地方裁判所又は家庭裁判所が1の任命の上申をする者の中から，当該高等裁判所にも所属させることを相当と認める者について，その旨を最高裁判所に上申することができる。

第2 選考の指針

1 地方裁判所及び家庭裁判所は，調停事件の実情を十分に検討し，民事調停委員又は家事調停委員の職業，専門分野等の構成が全体として適正なものとなるよう，あらかじめ適切な計画を立てるものとする。

2 地方裁判所及び家庭裁判所は，地方公共団体，弁護士会その他相当と認められる団体に候補者とすべき者の推薦を求めるなど，広く社会の各界から適任者を得るように努めなければならない。

第3 選考の基準

1 地方裁判所及び家庭裁判所は，候補者を選考するに当たっては，次の点に特に留意しなければならない。

- (1) 公正を旨とする者であること。
- (2) 豊富な社会常識と広い視野を有し，柔軟な思考力と的確な判断力を有すること。
- (3) 人間関係を調整できる素養があること。
- (4) 誠実で，協調性を有し，奉仕的精神に富むこと。
- (5) 健康であること。

2 候補者は，調停に対する理解と熱意を有し，かつ，現実に調停事件を担当することができる者でなければならない。

3 40歳未満又は70歳以上の者を候補者とするには，その者が民事又は家事の紛争の解決に特に有用な専門的知識経験を有するなど特に候補者とする必要があると認められる場合であって，その者を任命しなければ調停事件の処理に支障が生ずると認められるときでなければならない。

4 現に民事調停委員又は家事調停委員である者を候補者とするには，在任中の取扱件数

その他の実績を考慮しなければならない。

第4 その他

1 所属裁判所の変更，解任又は辞任の申出の承認を適当と認めるときは，第1の上申の
手続に準じて最高裁判所に上申するものとする。

2 民事調停委員及び家事調停委員規則（昭和49年最高裁判所規則第5号）第7条第1
項に規定する指定は，主として職務を行うべき裁判所，支部又は出張所について行うもの
とする。

付 記

1 この通達は，平成16年7月22日から実施する。

2 昭和49年7月22日付け最高裁民二第625号事務総長依命通達「民事調停委員及
び家事調停委員の任免について」は，平成16年7月21日限り廃止する。

付 記（平24. 12. 10民二第009534号）

この通達は，平成25年1月1日から実施する。